

## 条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市職員の給与に関する条例(第 60 号議案関係)	1
○ 舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	5
○ 舞鶴市旅費条例	6
○ 舞鶴市職員の退職手当に関する条例	9
○ 舞鶴市職員の分限に関する条例	13
○ 舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	14
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	16
○ 舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例	18
○ 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例	20
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例	26
○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	29
○ 舞鶴市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	30
○ 舞鶴市職員の給与に関する条例(第 1 条関係)(第 61 号議案関係)	31
○ 舞鶴市職員の給与に関する条例(第 2 条関係)(第 61 号議案関係)	37
○ 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例	40
○ 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(第 1 条関係)	42
○ 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(第 2 条関係)	44

- 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(第3条関係) ..... 45
- 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(第4条関係) ..... 47

## 廃止する条例

- 舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例 ..... 48
- 舞鶴市臨時的任用職員の勤務時間、賃金等に関する条例 ..... 54

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表(第60号議案関係)

旧	新
<p>(給料の支給)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその給与期間の現日数から<u>勤務時間条例に規定する</u>週休日(以下「週休日」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として<u>日割</u>によって計算する。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第8条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を<u>除くほか</u>、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない全時間を乗じて得た額を減額した給与を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の勤務は、第21条(<u>時間外勤務手当</u>)、第22条第2項(<u>休日勤務手当</u>)及び第23条(<u>夜間勤務手当</u>)に規定する手当の支給を受ける勤務には、含まれないものとする。</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第21条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して<u>勤務1時間につき</u>第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の</p>	<p>(給料の支給)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその給与期間の現日数から<u>勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく</u>週休日(以下「週休日」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として<u>日割り</u>によって計算する。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第8条 職員が<u>正規の勤務時間中に</u>勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を<u>除き</u>、その勤務しない1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の勤務は、第21条に規定する時間外勤務手当、第22条第2項に規定する休日勤務手当及び第23条に規定する夜間勤務手当(以下「<u>時間外勤務手当等</u>」という。)の支給を受ける勤務には、含まれないものとする。</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第21条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、<u>勤務1時間につき</u>、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の</p>

旧	新
<p>125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は<u>その割合</u>に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(<u>次条</u>の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務</p> <p>(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(<u>勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく</u>週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>(休日勤務手当)</p> <p>第22条 職員には、正規の勤務日が休日等(<u>勤務時間条例第9条</u>に規定する休日<del>をいい</del>、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。)に当たっても正規の給与を支給する。</p> <p>2 休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、当該勤務した全時間に対して<u>勤務1時間につき第25条に定める勤務1時間当たりの給与額</u>に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として</p>	<p>125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、<u>その割合</u>に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(<u>次条第2項</u>の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務</p> <p>(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>(休日勤務手当)</p> <p>第22条 職員には、正規の勤務日が休日等(<u>勤務時間条例第9条第2項</u>に規定する休日<del>をいい</del>、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。)に当たっても正規の給与を支給する。</p> <p>2 休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、当該勤務した全時間に対して、<u>勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額</u>に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手</p>

旧	新
<p>支給する。 (夜間勤務手当)</p> <p>第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。 (時間外勤務手当等の特例)</p> <p>第24条 公務による出張中の職員には、<u>前3条に規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当(以下「時間外勤務手当等」という。)</u>は、これを支給しない。ただし、任命権者があらかじめ<u>前3条に規定する手当</u>の支給を受ける勤務に服すべきことを指示して出張を命じたときは、この限りでない。</p> <p>2 (略) (端数計算)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 <u>時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数によって計算し、その時間数に1時間に満たない端数があるときは、30分以上はこれを1時間とし、30分未満はこれを切り捨てる。</u> (非常勤職員等に対する給与)</p> <p>第35条 <u>非常勤職員及び臨時的に任用する職員</u>に対する給与の支給については、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1から25まで (略) (特定の職務の廃止に伴う給料に関する特例措置)</p> <p>26 平成29年4月1日(以下この項において「切替日」という。)の前日から引き続き行政職給料表の適用を受ける職員で、切替日に行われ</p>	<p>当として支給する。 (夜間勤務手当)</p> <p>第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、<u>第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25</u>を夜間勤務手当として支給する。 (時間外勤務手当等の特例)</p> <p>第24条 公務による出張中の職員には、<u>時間外勤務手当等を支給しない。ただし、任命権者があらかじめ時間外勤務手当等の支給を受ける勤務に服すべきことを指示して出張を命じたときは、この限りでない。</u></p> <p>2 (略) (端数計算)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 <u>第8条の規定による給与の減額及び時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数によって計算し、その時間数に1時間に満たない端数があるときは、30分以上はこれを1時間とし、30分未満はこれを切り捨てる。</u> (非常勤職員に対する給与)</p> <p>第35条 <u>非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u>に対する給与の支給については、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1から25まで (略) (特定の職務の廃止に伴う給料に関する特例措置)</p> <p>26 平成29年4月1日(以下この項において「切替日」という。)の前日から引き続き行政職給料表の適用を受ける職員で、切替日に行われ</p>

旧	新
<p>る特定の職務の廃止により職務の級が5級から4級となるものの給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しない場合は、<u>平成32年3月31日</u>までの間(舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第17号)附則第7項の規定による給料が支給される場合にあつては、その期間を除く。)、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間の給与に関する特例措置)</p> <p>27 平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間(次項及び附則第29項において「特例期間」という。)においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(次項及び附則第29項において「特定職員」という。)に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の3を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、給料の調整額、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の算出については、本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。</p> <p>28から30まで (略)</p>	<p>る特定の職務の廃止により職務の級が5級から4級となるものの給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しない場合は、<u>令和2年3月31日</u>までの間(舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第17号)附則第7項の規定による給料が支給される場合にあつては、その期間を除く。)、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(平成31年4月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間の給与に関する特例措置)</p> <p>27 平成31年4月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間(次項及び附則第29項において「特例期間」という。)においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(次項及び附則第29項において「特定職員」という。)に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の3を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、給料の調整額、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の算出については、本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。</p> <p>28から30まで (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2から5まで (略)</p>

舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の給料の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第20条に規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2から5まで (略)</p>

舞鶴市旅費条例旧新対照表

旧	新
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるものを除き、舞鶴市の<u>常勤の職員</u>(以下「<u>職員</u>」という。)の旅費に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(公用車による市外出張)</p> <p>第3条 職員が公用の自動車により市外に<u>出張した</u>ときは、別表に定める旅行雑費及び宿泊料を支給する。</p> <p>(市内出張)</p> <p>第5条 職員が市内に<u>出張した</u>ときは、その実情により市長が別に定める旅費を支給する。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この条例の施行<u>並びに</u>特定区域に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるものを除き、舞鶴市の<u>職員</u>の旅費に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において「<u>職員</u>」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) <u>市長、副市長及び教育長</u></p> <p>(2) <u>舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の規定による行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)の適用を受ける職員</u></p> <p>(3) <u>舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年条例第32号)第6条第1号に規定する特定任期付職員</u></p> <p>(4) <u>舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第2条第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員</u></p> <p>(公用車による市外出張)</p> <p>第3条 職員が<u>職務のため</u>公用の自動車により市外に<u>旅行した</u>ときは、別表に定める旅行雑費及び宿泊料を支給する。</p> <p>(市内出張)</p> <p>第5条 職員が<u>職務のため</u>市内に<u>旅行した</u>ときは、その実情により市長が別に定める旅費を支給する。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この条例の施行<u>及び</u>特定区域に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p>

旧						新					
1及び2 (略)						1及び2 (略)					
3 特別車両料金及び特別船室料金は、別表第1第1項第5号及び第3項第5号の規定にかかわらず、当分の間、支給しない。						3 特別車両料金及び特別船室料金は、別表第1項第5号及び第3項第5号の規定にかかわらず、当分の間、支給しない。					
別表(第2条、第3条関係)						別表(第2条、第3条関係)					
旅費額表						旅費額表					
旅費等級	区分	鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃	旅行雑費	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)	旅費等級	区分	鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃	旅行雑費	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
1等	市長、副市長及び教育長	下記による運賃及び料金	下記による額	円 14,000	円 2,200	1等	市長、副市長及び教育長	下記による運賃及び料金	下記による額	円 14,000	円 2,200
2等	行政職給料表の8級及び7級の職務の級にある者	〃	〃	13,000	1,900	2等	行政職給料表の8級及び7級の職務の級にある者並びにこれらに相当する者	〃	〃	13,000	1,900
3等	行政職給料表の6級、5級、4級及び3級の職務の級にある者	〃	〃	12,000	1,600	3等	行政職給料表の6級、5級、4級及び3級の職務の級にある者並びにこれらに相当する者	〃	〃	12,000	1,600
4等	行政職給料表の2級及び1級の職務の級にある者	〃	〃	11,000	1,400	4等	行政職給料表の2級及び1級の職務の級にある者並びにこれらに相当する者	〃	〃	11,000	1,400
1から8まで (略)						1から8まで (略)					
						改正附則 (施行期日)					

旧	新
	1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 2から5まで (略)

舞鶴市職員の退職手当に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 <u>退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年条例第32号)第4条の規定により採用された者及び臨時的に任用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合は、その遺族)に支給する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 <u>退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</u></p> <p>2 <u>職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第3条の2中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状</p>

旧	新
<p>態にある傷病とする。<u>以下同じ。</u>)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げるものに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>附 則 1から11まで (略)</p>	<p>態にある傷病とする。<u>次条第2項及び第6条において同じ。</u>)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げるものに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(勤続期間の計算の特例)</u></p> <p><u>第8条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。</u></p> <p>(1) <u>第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間</u></p> <p>(2) <u>第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間</u></p> <p><u>第8条の3 第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。</u></p> <p><u>2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。</u></p> <p>附 則 1から11まで (略)</p> <p><u>(令和4年3月31日以前に退職した職員に対する退職手当の特例)</u></p>

旧	新
<p>12 <u>平成34年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの(アに掲げる者を除く。)行うことが適当であると認められたもの」とする。</p> <p>(平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間の退職手当の額の算出)</p> <p>13 平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間における舞鶴市職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものに支給する退職手当の額の算出については、同条例附則第27項本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。</p>	<p>12 <u>令和4年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの(アに掲げる者を除く。)行うことが適当であると認められたもの」とする。</p> <p>(平成31年4月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間の退職手当の額の算出)</p> <p>13 平成31年4月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間における舞鶴市職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものに支給する退職手当の額の算出については、同条例附則第27項本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。</p> <p><u>(常時勤務に服することを要しない者の退職手当の特例)</u></p> <p>14 <u>第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない</u></p>

旧	新
	<p><u>者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条、第3条の2及び第6条の規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。</u></p> <p><u>15 前項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。)</u>に対する第8条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 第5条の規定による改正後の舞鶴市職員の退職手当に関する条例第2条第2項、第8条の2及び第8条の3並びに附則第14項及び第15項の規定は、これらの規定に規定する勤続期間を施行日以後に勤務した期間をもって有することとなった者について適用する。この場合において、これらの規定に規定する勤続期間は、施行日以後に勤務した期間をもって算定するものとする。</p> <p>5 (略)</p>

舞鶴市職員の分限に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(休職の効果)</p> <p>第5条 法第28条第2項第1号の規定による休職の期間は休養を要する程度に応じ、第2条第1項各号の規定による休職の期間は必要に応じ、いずれも3年を<u>こえない</u>範囲内において任命権者が定める。</p> <p>2から6まで (略)</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第5条 法第28条第2項第1号の規定による休職の期間は休養を要する程度に応じ、第2条第1項各号の規定による休職の期間は必要に応じ、いずれも3年を<u>超えない</u>範囲内において任命権者が定める。</p> <p>2から6まで (略)</p> <p><u>7 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2から5まで (略)</p>

舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 舞鶴市の企業職員で常時勤務する職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与は、給料及び諸手当とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる職員に対しその通勤の実情に応じて通勤手当を支給することができる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第18条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき、<u>任命権者の承認があった場合を除くほか</u>、その勤務しない1時間につき<u>勤務1時間当たりの給与額を減額した</u>給与を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(臨時職員等の給与)</p> <p>第19条 <u>臨時に雇用された職員及び非常勤職員の給与については</u>、職員の給与との均衡を考慮して支給する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 舞鶴市の企業職員で常時勤務する職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与は、給料及び諸手当とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第5条 次に掲げる職員に対しその通勤の実情に応じて通勤手当を支給することができる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第18条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき、<u>任命権者の承認があった場合を除き</u>、その勤務しない1時間につき、<u>勤務1時間当たりの給与額を減額して</u>給与を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第19条 <u>非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</u>の給与については、職員の給与との均衡を考慮して支給する。</p>

旧	新
	改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 2から5まで (略)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(実施機関)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、<u>公務災害補償等認定委員会</u>(以下「認定委員会」という。)の意見を聴かなければならない。</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(遺族補償年金)</p> <p>第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の1に該当するに至った場合は、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次の順位者に遺族補償年金を支給する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した場合(職員の死亡の時から引き続き<u>第12条第1項第4号</u>の障害の状態にある場合を除く。)</p> <p>(6) <u>第12条第1項第4号</u>の障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなった場合(夫、父母又は祖父母については職員の死亡の当時60歳以上であった</p>	<p>(実施機関)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、<u>舞鶴市公務災害補償等認定委員会</u>(以下「認定委員会」という。)の意見を聴かなければならない。</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>給料を支給される職員 地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u></p> <p>(遺族補償年金)</p> <p>第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の1に該当するに至った場合は、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次の順位者に遺族補償年金を支給する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した場合(職員の死亡の時から引き続き<u>前条第1項第4号</u>の障害の状態にある場合を除く。)</p> <p>(6) <u>前条第1項第4号</u>の障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなった場合(夫、父母又は祖父母については職員の死亡の当時60歳以上であったと</p>

旧	新
<p>とき、子又は孫については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は職員の死亡の当時60歳以上であったときを除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(審査)</p> <p>第17条 実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、<u>公務災害補償等審査会</u>(以下「審査会」という。)に対し、審査を申し立てることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>き、子又は孫については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は職員の死亡の当時60歳以上であったときを除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(審査)</p> <p>第17条 実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、<u>舞鶴市公務災害補償等審査会</u>(以下「審査会」という。)に対し、審査を申し立てることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>5 第8条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。</p>

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)第20条の規定に基づき、特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 月額の特務手当を支給する場合において、次の各号に掲げる職員については、日割計算により算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を支給する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 支給期間内に月額の特務手当の支給を受ける業務等に従事した日数が15日に満たない職員。ただし、<u>年次休暇及び公務上又は通勤上の傷病により業務等に従事しなかった日は、その勤務等に従事した日とみなす。</u></p> <p>4 月額の特務手当の支給を受ける職員で支給期間内に欠勤(給与条例第8条の規定の適用を受ける欠勤に限る。以下同じ。)した日があるものについては、その<u>欠勤した</u>日数に応じ、日割計算により減額した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を支給する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)第20条<u>(舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)</u>第12条において準用する場合を含む。の規定に基づき、特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 月額の特務手当を支給する場合において、次の各号に掲げる職員については、日割計算により算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を支給する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 支給期間内に月額の特務手当の支給を受ける業務等に従事した日数が15日に満たない職員。ただし、<u>年次有給休暇及び公務上又は通勤上の傷病により業務等に従事しなかった日は、その勤務等に従事した日とみなす。</u></p> <p>4 月額の特務手当の支給を受ける職員で支給期間内に欠勤(給与条例第8条<u>(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(次項において「フルタイム会計年度任用職員」という。)</u>にあつては、<u>会計年度任用職員給与条例第9条)</u>の規定の適用を受ける欠勤に限る。以下同じ。)をした日があるものについては、その<u>欠勤をした</u>日数に応じ、日割計算により減額した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を支給する。</p>

旧	新
5 前2項の日割計算については、給与条例第6条第4項の規定を準用する。	5 前2項の日割計算については、給与条例第6条第4項(フルタイム会計年度任用職員にあっては、 <u>会計年度任用職員給与条例第6条第3項</u> )の規定を準用する。
6 (略)	6 (略) 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 2から5まで (略)

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例(平成26年条例第33号)第15条の規定により出産を理由として勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇</p>

旧			新		
<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(育児短時間勤務職員等に係る給与条例の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(育児短時間勤務職員等に係る給与条例の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第18条第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)第17条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)	第18条第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)
第21条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超過したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第25条に規定する勤務1時間当	第21条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超過したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第25条に規定する勤務1時間当

旧			新		
		たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする			たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第30条の4第3項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額	第30条の4第3項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
<p>(育児短時間勤務職員についての舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)</p> <p>第18条 育児短時間勤務職員についての舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成3年条例第24号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(育児短時間勤務職員についての舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)</p> <p>第18条 育児短時間勤務職員についての舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成3年条例第24号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第13条	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)	舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)第17条第1項に規定する育児短時間勤務職員等(以下「育児短時間勤務職員等」という。)	第13条	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)	舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条第1項に規定する育児短時間勤務職員等(以下「育児短時間勤務職員等」という。)
	第2条第3項	第2条第2項		第2条第3項	第2条第2項
第14条第6項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等	第14条第6項	短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
<p>(育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表</p>			<p>(育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表</p>		

旧		新	
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
第18条第2項	再任用短時間勤務職員	第18条第2項	再任用短時間勤務職員
	短時間勤務職員(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)第21条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)		短時間勤務職員(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)
第21条第2項及び第3項	再任用短時間勤務職員	第21条第2項及び第3項	再任用短時間勤務職員
第36条	再任用職員	第36条	再任用職員
	短時間勤務職員		短時間勤務職員
(部分休業をすることができない職員)		(部分休業をすることができない職員)	
第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。		第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)		(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)	
ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員		ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員	
イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員		イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員	
(部分休業の承認)		(部分休業の承認)	
第24条 (略)		第24条 (略)	
2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。) <u>に相当する勤務時間条例第14条の規定による特別休暇</u> 又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。))に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から <u>当該特別休暇</u> 又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。		2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。))又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。))に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から <u>当該育児時間</u> 又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	

旧	新
<p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間に相当する舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例第15条第1項の規定による特別休暇又は同条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第25条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第8条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>附 則</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>(平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間の部分休業をしている職員の給与の取扱いの特例措置)</p> <p>5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間においては、給与条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものに対する第25条の規定の適用については、同条中「給与条例第25条」とあるのは、「給与条例附則第28項」とする。</p>	<p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第25条 職員(非常勤職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第8条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>2 <u>前項の規定は、部分休業をしている非常勤職員の給与の取扱いについて準用する。</u></p> <p>附 則</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間の部分休業をしている職員の給与の取扱いの特例措置)</p> <p>5 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間においては、給与条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものに対する第25条の規定の適用については、同条中「給与条例第25条」とあるのは、「給与条例附則第28項」とする。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p>

旧	新
	1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 2から5まで (略)

職員の勤務時間、休暇等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、市長(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては<u>労働基準監督署長</u>)の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。<u>以下第3項まで</u>において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育するために深夜における勤務の制限を請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を</p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、市長(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては、<u>労働基準監督署長</u>)の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。<u>以下この項から第3項まで</u>において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育するために深夜における勤務の制限を請求した場合には、公務の正常な運営を妨</p>

旧	新
<p>除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。<u>以下第3項まで</u>において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この条において「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。))が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」</p>	<p>げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。<u>以下この項から第3項まで</u>において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この条において「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。))が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」</p>

旧	新
<p>と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p><u>(非常勤職員等の勤務時間、休暇等)</u></p> <p>第18条 <u>非常勤職員及び臨時に任用した職員</u>の勤務時間、休暇等については、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間の介護休暇及び介護時間に係る給与の取扱いの特例措置)</p> <p>第7条 平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間においては、舞鶴市職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものに対する第15条第3項及び第15条の2第3項の規定の適用については、これらの項中「同条例第25条第1項」とあるのは、「同条例附則第28項」とする。</p>	<p>を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p><u>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</u></p> <p>第18条 <u>非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。)</u>の勤務時間、休暇等については、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(平成31年4月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間の介護休暇及び介護時間に係る給与の取扱いの特例措置)</p> <p>第7条 平成31年4月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間においては、舞鶴市職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものに対する第15条第3項及び第15条の2第3項の規定の適用については、これらの項中「同条例第25条第1項」とあるのは、「同条例附則第28項」とする。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2から5まで (略)</p>

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) 舞鶴市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第17号。以下「<u>定年等条例</u>」という。)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) 舞鶴市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第17号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2から5まで (略)</p>

舞鶴市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、前年度における人事行政の運営の状況に関し、毎年10月末日までに、市長に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1)から(11)まで (略)</p>	<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、前年度における人事行政の運営の状況に関し、毎年10月末日までに、市長に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1)から(11)まで (略)</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2から5まで (略)</p>

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表(第1条関係)(第61号議案関係)

旧										新									
(勤勉手当) 第30条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、 <u>100分の92.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3から5まで (略) 別表第1(第3条関係)										(勤勉手当) 第30条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、 <u>100分の97.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3から5まで (略) 別表第1(第3条関係)									
行政職給料表										行政職給料表									
職員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額									
再		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100		
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500		
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000		
再	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400		

		旧									新								
任用職員以外の職員	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300		5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600		6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700		7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900		8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900		9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000		10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100		11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200		12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900		13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700		14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700		15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700		16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600		17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400		18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200		19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900		20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700		21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200		22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600		23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100		24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500		25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800		26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100		27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300		28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300		29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000		30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800		31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500		32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200		33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000		34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700		35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300		36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800		37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800

旧										新									
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400		38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000		39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600		40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100		41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			

旧								新							
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600					94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100					95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500					96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700					97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100					98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500					99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800					100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100					101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500					102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900					103		297,800	345,900				

旧										新										
	104		298,100	346,300																
	105		298,300	346,800																
	106		298,600	347,200																
	107		299,000	347,600																
	108		299,300	348,000																
	109		299,500	348,500																
	110		299,900	348,900																
	111		300,300	349,200																
	112		300,600	349,500																
	113		300,800	350,000																
	114		301,000																	
	115		301,300																	
	116		301,700																	
	117		301,900																	
	118		302,100																	
	119		302,400																	
	120		302,700																	
	121		303,100																	
	122		303,300																	
	123		303,600																	
	124		303,900																	
	125		304,200																	
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900											

改正附則  
(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条並びに附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例(以下

旧	新
	<p>「第1条改正後給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、第1条改正後給与条例第30条の4第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>4 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表(第2条関係)(第61号議案関係)

旧	新
<p>(住居手当)</p> <p>第17条の3 職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する月額に住居手当を支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号及び第3号において同じ。)を借り受け、月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員(規則で定める職員を除く。次号において同じ。) 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額(その控除した額が2,000円に満たないときは、2,000円とする。)</p> <p>(2) 自ら居住するため住宅を借り受け、月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が<u>16,000円</u>を超えるときは、<u>16,000円</u>)を11,000円に加算した額</p> <p>(3) 第18条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 前2号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第17条の3 職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する月額に住居手当を支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号及び第3号において同じ。)を借り受け、月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員(規則で定める職員を除く。次号において同じ。) 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額(その控除した額が2,000円に満たないときは、2,000円とする。)</p> <p>(2) 自ら居住するため住宅を借り受け、月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が<u>17,000円</u>を超えるときは、<u>17,000円</u>)を11,000円に加算した額</p> <p>(3) 第18条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 前2号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>

旧	新
<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>改正附則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条並びに附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2及び3 (略) (住居手当に関する経過措置)</p> <p>4 第2条の規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日において、同条の規定による改正前の舞鶴市職員の給与に関する条例第17条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が1,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(市長が別に定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第17条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で市長が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。)から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。</p> <p>(1) 第2条改正後給与条例第17条の3第1項各号のいずれにも該当し</p>

旧	新
	<p>ないこととなる職員</p> <p>(2) 旧手当額から第2条改正後給与条例第17条の3第1項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が1,000円を超えることとなる職員</p> <p>(委任)</p> <p>5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例旧新対照表

旧	新																																
<p>(給与条例の規定の読替え)</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理監督職員」という。)とあるのは「管理監督職員」という。)及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「100分の130」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">特定任期付職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 374,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">608,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">710,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">830,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 374,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000	<p>(給与条例の規定の読替え)</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理監督職員」という。)とあるのは「管理監督職員」という。)及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">特定任期付職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 375,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">608,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">710,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">830,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">改正附則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条並びに附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。</p>	号給	給料月額	1	円 375,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000
号給	給料月額																																
1	円 374,000																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																
7	830,000																																
号給	給料月額																																
1	円 375,000																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																
7	830,000																																

旧	新
	2から4まで (略) (委任) 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例旧新対照表(第1条関係)

旧	新
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>5 平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第3条の規定にかかわらず、市長の給料月額が920,530円とし、副市長の給料月額は757,570円とする。ただし、期末手当の額の算出については、本文の規定は、適用しない。</p> <p>6から12まで (略)</p> <p>(期末手当に関する特例措置)</p> <p>13 平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」とする。</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>5 平成31年4月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間、第3条の規定にかかわらず、市長の給料月額が920,530円とし、副市長の給料月額は757,570円とする。ただし、期末手当の額の算出については、本文の規定は、適用しない。</p> <p>6から12まで (略)</p> <p>(期末手当に関する特例措置)</p> <p>13 平成31年4月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」とする。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。</p>

旧	新
	<p>2 第1条の規定による改正後の舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(以下「改正後の市長等給与条例」という。)及び第3条の規定による改正後の舞鶴市教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の市長等給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の舞鶴市教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の市長等給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>(委任)</p> <p>4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例旧新対照表(第2条関係)

旧	新
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表(第3条関係)

旧	新
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>(給料の特例)</p> <p>5 平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第3条の規定にかかわらず、教育長の給料月額が667,360円とする。ただし、期末手当の額の算出については、本文の規定は、適用しない。</p> <p>(期末手当に関する特例)</p> <p>6 平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」とする。</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>(給料の特例)</p> <p>5 平成31年4月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間、第3条の規定にかかわらず、教育長の給料月額が667,360円とする。ただし、期末手当の額の算出については、本文の規定は、適用しない。</p> <p>(期末手当に関する特例)</p> <p>6 平成31年4月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」とする。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の舞鶴市の市長及び副市長の給与に関</p>

旧	新
	<p>する条例(以下「改正後の市長等給与条例」という。)及び第3条の規定による改正後の舞鶴市教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の市長等給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の舞鶴市教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の市長等給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>(委任)</p> <p>4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表(第4条関係)

旧	新
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

廃止する条例

<p>舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例 平成26年12月26日 条例第33号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、舞鶴市の一般職の非常勤職員(以下「非常勤職員」という。)の勤務時間、報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「非常勤職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第17条第1項の規定により採用された職員のうち、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第2条第1項第1号に規定する職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外のものをいう。</p> <p>(任用期間)</p> <p>第3条 非常勤職員の任用期間は、1の年度のうち任命権者が必要と認める期間とする。</p> <p>2 任命権者が必要と認めるときは、非常勤職員を受験成績又は勤務成績に基づき再度任用することができる。ただし、勤務成績に基づき再度任用する場合は、連続して2回までとする。</p> <p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第4条 非常勤職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間を超えない範囲内において、任命権者が定める。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超</p>	<p>えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第6条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある非常勤職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを別に定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につきこれを定め、当該期間内に8日以上 of 週休日を設けなければならない。</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第7条 任命権者は、非常勤職員に第5条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第5条第2項若しくは前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(規則で定める通常の勤務日の半日に相当する勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第8条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。</p> <p>2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超えない場合においては、休憩時間を別に定めることができる。</p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第9条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、</p>
---	--

あらかじめ割り振られた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において非常勤職員に勤務することを命ずることができる。

2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。  
 (育児又は介護を行う非常勤職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により非常勤職員が当該非常勤職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該非常勤職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である非常勤職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第3項までにおいて同じ。)のある規則で定める非常勤職員(非常勤職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該非常勤職員を除く。)が、当該子を養育するために深夜における勤務の制限を請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある規則で定める非常勤職員が、当該子を養育するために時間外における勤務の制限を請求した場合には、当該請求をした非常勤職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある規則で定

める非常勤職員(非常勤職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が、当該子を養育するために時間外における勤務の制限を請求した場合には、当該請求をした非常勤職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第1項に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する規則で定める非常勤職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により非常勤職員が当該非常勤職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該非常勤職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である非常勤職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第3項までにおいて同じ。)のある規則で定める非常勤職員(非常勤職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該非常勤職員を除く。)が、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この条において「要介護者」という。))のある規則で定める非常勤職員が、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「3歳に満たない子のある規則で定める非常勤職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者の

<p>ある規則で定める非常勤職員が、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした非常勤職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある規則で定める非常勤職員(非常勤職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある規則で定める非常勤職員が、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(休日)</p> <p>第11条 月額により報酬を支給する非常勤職員は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。</p> <p>2 日額又は時間額により報酬を支給する非常勤職員は、祝日法による休日及び年末年始の休日(次項及び次条において「休日」という。)には、勤務時間は割り振られないものとする。</p> <p>3 任命権者は、職務の特殊性又は公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある非常勤職員については、前2項の規定にかかわらず、休日につき特段の定めをすることができる。</p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第12条 任命権者は、月額により報酬を支給する非常勤職員に休日である第5条第2項、第6条又は第7条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)につ</p>	<p>いて特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。</p> <p>2 前項の規定により代休日を指定された非常勤職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第13条 非常勤職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第14条 任命権者は、非常勤職員に労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定に基づき、年次有給休暇を与えるものとする。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、非常勤職員に、選挙権の行使、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により非常勤職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合において、特別休暇を与えることができる。この場合において、当該特別休暇の期間は、規則で定める。</p> <p>2 月額又は日額により報酬を支給する非常勤職員が特別休暇(無給のものに限る。)を受けたときは、第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。</p> <p>3 特別休暇(規則で特に指定するものを除く。)については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第16条 任命権者は、規則で定める非常勤職員に、要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める</p>
--	--

<p>者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、非常勤職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合において、介護休暇を与えることができる。</p> <p>2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 月額又は日額により報酬を支給する非常勤職員が介護休暇を受けたときは、第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。</p> <p>4 介護休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。 (介護時間)</p> <p>第16条の2 任命権者は、規則で定める非常勤職員に、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合において、介護時間を与えることができる。</p> <p>2 介護時間の時間は、前項に規定する期間において1日につき2時間(当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。</p> <p>3 月額又は日額により報酬を支給する非常勤職員が介護時間を受けたときは、第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。</p> <p>4 介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認</p>	<p>を受けなければならない。 (報酬)</p> <p>第17条 非常勤職員には、その者の勤務の実態及び職務の内容に応じて月額300,000円、日額20,000円又は時間額3,000円の範囲内で、他の職員との権衡を考慮して非常勤職員の職ごとに規則で定める報酬を支給する。 (報酬の減額)</p> <p>第18条 月額又は日額により報酬を支給する非常勤職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、年次有給休暇若しくは特別休暇(有給のものに限る。)による場合又はその勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。 (割増報酬)</p> <p>第19条 臨時又は緊急の必要があり、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた非常勤職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額(時間額により報酬を支給する非常勤職員にあっては、時間額。以下この条(第4項を除く。)において同じ。)に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の100から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を割増報酬として支給する。</p> <p>(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第7条の規定により、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた非常勤職員には、当該正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの</p>
--	--

<p>報酬額に100分の25を乗じて得た額を割増報酬として支給する。</p> <p>3 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務(第5条第2項、第6条及び第7条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1月について60時間を超えた非常勤職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を割増報酬として支給する。</p> <p>4 休日等(第11条に規定する休日をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した非常勤職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。)において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた月額により報酬を支給する非常勤職員には、当該勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を割増報酬として支給する。</p> <p>5 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する非常勤職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を割増報酬として支給する。</p> <p>(割増報酬の特例)</p> <p>第20条 職務のため旅行中の非常勤職員には、前条に規定する割増報酬は、これを支給しない。ただし、任命権者があらかじめ前条に規定する割増報酬の支給を受ける勤務に服すべきことを指示して出張を命じたときは、この限りでない。</p> <p>(勤務1時間当たりの報酬額の算出)</p> <p>第21条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる非常勤職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>(1) 月額により報酬を支給する非常勤職員 報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間における休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額</p> <p>(2) 日額により報酬を支給する非常勤職員 報酬の日額を1日に勤務する時間数で除して得た額 (端数計算)</p> <p>第22条 前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第19条の規定により勤務1時間につき支給する割増報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。</p> <p>2 割増報酬の計算の基礎となる勤務時間数は、その報酬計算期間の全時間数によって計算し、その時間数に1時間に満たない端数があるときは、30分以上はこれを1時間とし、30分未満はこれを切り捨てる。 (通勤に係る費用)</p> <p>第23条 非常勤職員には、その通勤に係る費用を費用弁償として支給する。</p> <p>2 前項の規定による通勤に係る費用の支給については、舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)第18条の規定により支給する通勤手当の例によるものとし、その支給する額は、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものとする。 (支給方法等)</p> <p>第24条 非常勤職員の報酬、割増報酬及び通勤に係る費用は、月の1日から末日までを計算期間(以下「報酬期間」という。)とし、その月の額を翌月21日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その前日においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日法による休日でない日に支給する。</p> <p>2 この条例に基づく非常勤職員の報酬、割増報酬及び通勤に係る費用</p>
---	---

<p>は、法律で定めるもの又は非常勤職員が報酬からの控除を申し出たもので市長が適当と認めたものを控除する場合を除き、通貨で、直接非常勤職員に、その全額を支払わなければならない。ただし、非常勤職員の申出があった場合は、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>第25条 新たに非常勤職員となった者には、その日から報酬を支給する。</p> <p>2 非常勤職員が退職したときは、その日までの報酬を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により報酬(月額のものに限る。)を支給する場合であって、報酬期間の初日から支給するとき以外のとき、又は報酬期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額はその報酬期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。 (出張に係る費用)</p> <p>第26条 非常勤職員が職務のため旅行したときは、当該非常勤職員に、出張に係る費用を費用弁償として支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する出張に係る費用の額及び支給方法については、舞鶴市旅費条例(昭和26年条例第40号)の適用を受ける職員の旅費の例によるものとし、その旅費等級は、規則の定めるところにより、3等又は4等とする。 (退職)</p> <p>第27条 非常勤職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職する。</p> <p>(1) 任用期間が満了したとき。</p> <p>(2) 死亡したとき。</p> <p>(3) 本人から退職したい旨の申出があり、任命権者が認めたとき。 (研修)</p> <p>第28条 任命権者は、非常勤職員に対し、業務の遂行上必要な知識及び技能を修得させるための研修を命ずることができる。</p>	<p>(社会保険)</p> <p>第29条 非常勤職員の社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。</p> <p>(災害補償)</p> <p>第30条 非常勤職員の公務上の災害については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第32号)の規定により補償するものとする。 (委任)</p> <p>第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

廃止する条例

<p>舞鶴市臨時的任用職員の勤務時間、賃金等に関する条例 平成26年12月26日 条例第34号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、舞鶴市の臨時的任用職員の勤務時間、賃金等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「臨時的任用職員」とは、次の各号に掲げる規定により臨時的に任用する職員をいう。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条第5項</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項第2号</p> <p>(任用期間)</p> <p>第3条 臨時的任用職員の任用期間は、法第22条第5項の規定により任用する職員にあっては同項に定める範囲内で、育児休業法第6条第1項第2号の規定により任用する職員にあっては同項後段に定める範囲内で、1の年度のうち任命権者が必要と認める期間とする。</p> <p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第4条 臨時的任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲内において、任命権者が定める。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、1週間当たりの勤務時間が31時間以下の臨時的任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>	<p>2 任命権者は、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第6条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある臨時的任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを別に定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につきこれを定め、当該期間内に8日(1週間当たりの勤務時間が31時間以下の臨時的任用職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第7条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。</p> <p>2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超えない場合においては、休憩時間を別に定めることができる。</p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、あらかじめ割り振られた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において臨時的任用職員に勤務することを命ずることができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(休日)</p> <p>第9条 臨時的任用職員は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、勤務時間は割り振られないものとする。12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)</p>
--	--

<p>についても、同様とする。</p> <p>2 任命権者は、職務の特殊性又は公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある臨時的任用職員については、前項の規定にかかわらず、祝日法による休日及び年末年始の休日につき特段の定めをすることができる。</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第10条 臨時的任用職員の休暇は、年次有給休暇及び特別休暇とする。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第11条 任命権者は、臨時的任用職員に労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定に基づき、年次有給休暇を与えるものとする。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第12条 任命権者は、臨時的任用職員に、選挙権の行使、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により臨時的任用職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合において、特別休暇を与えることができる。この場合において、当該特別休暇の期間は、規則で定める。</p> <p>2 日額により賃金を支給する臨時的任用職員が特別休暇(無給のものに限る。)を受けたときは、第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの賃金額を減額する。</p> <p>3 特別休暇(規則で特に指定するものを除く。)については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p>(賃金)</p> <p>第13条 臨時的任用職員には、その者の勤務の実態及び職務の内容に応じて日額20,000円又は時間額3,000円の範囲内で、他の職員との権衡を考慮して臨時的任用職員の職ごとに規則で定める賃金を支給する。</p> <p>(賃金の減額)</p> <p>第14条 日額により賃金を支給する臨時的任用職員が正規の勤務時間</p>	<p>に勤務しないときは、年次有給休暇若しくは特別休暇(有給のものに限る。)による場合又はその勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの賃金額を減額した賃金を支給する。</p> <p>(割増賃金)</p> <p>第15条 臨時又は緊急の必要があり、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた臨時的任用職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの賃金額(時間額により賃金を支給する臨時的任用職員にあっては、時間額。以下この条において同じ。)に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の100から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を割増賃金として支給する。</p> <p>(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務</p> <p>(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務</p> <p>2 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務の時間が1月について60時間を超えた臨時的任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの賃金額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を割増賃金として支給する。</p> <p>3 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する臨時的任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの賃金額に100分の25を乗じて得た額を割増賃金として支給する。</p> <p>(割増賃金の特例)</p>
--	---

<p>第16条 職務のため旅行中の臨時的任用職員には、前条に規定する割増賃金は、これを支給しない。ただし、任命権者があらかじめ前条に規定する割増賃金の支給を受ける勤務に服すべきことを指示して出張を命じたときは、この限りでない。 (勤務1時間当たりの賃金額の算出)</p> <p>第17条 日額により賃金を支給する臨時的任用職員の勤務1時間当たりの賃金額は、当該臨時的任用職員の賃金の日額を1日に勤務する時間数で除して得た額とする。 (端数計算)</p> <p>第18条 前条に規定する勤務1時間当たりの賃金額及び第15条の規定により勤務1時間につき支給する割増賃金の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。</p> <p>2 割増賃金の計算の基礎となる勤務時間数は、その賃金計算期間の全時間数によって計算し、その時間数に1時間に満たない端数があるときは、30分以上はこれを1時間とし、30分未満はこれを切り捨てる。 (通勤に係る費用)</p> <p>第19条 臨時的任用職員には、その通勤に係る費用を支給する。</p> <p>2 前項の規定による通勤に係る費用の支給については、舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)第18条の規定により支給する通勤手当の例による。ただし、1週間当たりの勤務時間が31時間以下の臨時的任用職員に支給する額は、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものとする。 (支給方法等)</p> <p>第20条 臨時的任用職員の賃金、割増賃金及び通勤に係る費用は、月の1日から末日までを計算期間とし、その月の額を翌月21日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その前日においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は</p>	<p>祝日法による休日でない日に支給する。</p> <p>2 この条例に基づく臨時的任用職員の賃金、割増賃金及び通勤に係る費用は、法律で定めるもの又は臨時的任用職員が賃金からの控除を申し出たもので市長が適当と認めたものを控除する場合を除き、通貨で、直接臨時的任用職員に、その全額を支払わなければならない。ただし、臨時的任用職員の申出があった場合は、口座振替の方法により支払うことができる。 (出張に係る費用)</p> <p>第21条 臨時的任用職員が職務のため旅行したときは、当該臨時的任用職員に、出張に係る費用を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する出張に係る費用の額及び支給方法については、舞鶴市旅費条例(昭和26年条例第40号)の適用を受ける職員で旅費等級が4等であるものの旅費の例による。 (退職)</p> <p>第22条 臨時的任用職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職する。</p> <p>(1) 任用期間が満了したとき。 (2) 死亡したとき。 (3) 本人から退職したい旨の申出があり、任命権者が認めたとき。 (研修)</p> <p>第23条 任命権者は、臨時的任用職員に対し、業務の遂行上必要な知識及び技能を修得させるための研修を命ずることができる。 (社会保険)</p> <p>第24条 臨時的任用職員の社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。 (災害補償)</p> <p>第25条 臨時的任用職員の公務上の災害については、労働者災害補償</p>
--	--

保険法(昭和22年法律第50号)又は議会の議員その他非常勤の職員の  
公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第32号)の規定により補  
償するものとする。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。